

# 台風15号に伴う災害対応について

台風の被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。  
市では、下記の通り被害を受けた皆様への対応を行っています。  
詳しくは市ホームページや各担当課へお問い合わせください。

## ◆り災証明書・り災届出証明書の申請について

家屋等に被害を受けた方は、位置図と被害状況が判断できる写真をご持参の上、申請書を提出してください（見積書等は不要）。

全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上又は床下浸水の区分で判定します。

また、保険金等の請求手続きには、証明書が必要ない場合もありますので、保険会社等にお問い合わせください。

◎受付時間…月曜～金曜日・8時30分～17時15分

◎受付場所…防災課、印旛支所、本埜支所

◎問合せ…防災課（Tel33-4428）

## ◆農業用施設や農作物に被害を受けた農家の皆様へ

国の緊急補助事業については現在未定ですが、創設された場合に備え、被害状況の写真（日時を入れて全体像、被害部分）や、修繕等に要する見積書、領収書等を保管してください。

補助事業が創設された場合は、市ホームページ等でお知らせします。

◎問合せ…農政課（Tel33-4488）

## ◆処理が困難な災害ごみについて

台風被害で発生した処分にお困りの以下のごみについては、下記へご相談ください。

◎対象となるごみ（全て家庭系ごみに限ります）

瓦、倒木（庭木で長さ180cm、幹の直径10cmを超えるもの）、

トタン（長さ180cmを超えるもの）、家の敷地に飛来した処分困難なごみ

※大きさによっては対応できない場合もあります。

◎相談受付期間…10月21日（月）まで

◎問合せ…クリーン推進課（Tel33-4504）

## ◆住宅に被害を受けた皆様へ

半壊以上の被害を受けた住宅については、応急修理費用の一部助成の対象となる場合があります。要件等がありますので、詳しくは下記へお問い合わせください。

◎問合せ…建築指導課（Tel33-4657）

## ◆被害に便乗した犯罪にご注意を

台風被害に便乗した空き巣や車上狙いなどにご注意ください。カギをかけるなど、防犯対策を心掛け、不審者を見かけたら、110番又は最寄りの警察署へ通報してください。

◎問合せ…市民活動推進課（Tel33-4435）